

令和 7 年度 八尾市立亀井中学校部活動に関する活動方針

令和 7 年 4 月

校長 御前 昭一

1 部活動の目的

- (1) 部活動は、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものである。
- (2) 部活動は、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教員等との好ましい人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、生徒の多様な学びの場として、また、部活動の様子の観察を通じた生徒の状況理解等、教育的意義は大きいものである。
- (3) 部活動は、生徒の自主的・自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むべきものである。

2 部活動の運営

(1) 設置している部活動

軟式野球部 サッカー部 女子ソフトボール部 女子ソフトテニス部
男子ソフトテニス部 女子バレーボール部 女子卓球部 男子卓球部
女子バスケットボール部 男子バスケットボール部 吹奏楽部 芸術部

(2) 活動計画

- ア 部顧問は月別活動計画を作成し、計画的な活動を行う。
- イ なお、月別活動計画には、登校時刻及び下校時刻を記載するものとする。
*それぞれの時期による最終下校時刻はつぎのとおりとする。

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
時刻	18:00						17:30	17:15	17:00	17:15	17:30	18:00

(3) 休養日の設定

- ア 学期中は、週当たり 2 日以上 of 休養日を設ける。(平日は少なくとも 1 日、土曜日及び日曜日は少なくとも 1 日以上を休養日とする。)
- イ 公式戦への参加やそれにむけた練習等により、休養日を設けることができない場合は、休養日を当月中に振り替えるものとする。やむをえず、当月内で振り替えることができない場合は、前月または翌月で休養日を設けるものとする。

- ウ 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

（４）活動時間

- ア １日の活動時間は、長くとも平日では２時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は３時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

３ 活動上の留意点

- （１）生徒の心身における健康管理及び事故防止の徹底
- （２）体罰やハラスメントの根絶の徹底
- （３）大阪府及び八尾市の指針に準じた熱中症事故の予防
- （４）各部活動の活動方針・活動計画の周知

４ その他

参考資料

- ア 運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（スポーツ庁平成 30 年 3 月）
- イ 文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（文化庁平成 30 年 12 月）
- ウ 大阪府における部活動等の在り方に関する方針（大阪府教育委員会令和 5 年 8 月）
- エ 八尾市における部活動等のあり方に関する方針（八尾市教育委員会令和 6 年 1 月）